

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降	行政法Ⅱ	2	山田 真一郎	
平成25年度以前	行政救済法	2		
教職				教職
<b>授業の到達目標及びテーマ</b> 本講義では、行政争訟と国家補償を学びます。行政対私人の紛争を解決する法システムは、私人対私人の紛争解決には見られない特色を多く有します。制度の骨格を学ぶとともに、主要な論点に関する判例・学説の立場をしっかりと理解し、実際の紛争に対してどのような解決策が望ましいのか、などを考えていきます。 具体的な到達目標は、(1)行政法学の基礎概念を説明できる。(2)行政争訟、国家補償の基本的な制度を理解し、主要な論点を把握している。(3)主要な論点に関し、判例、学説の立場を説明できる。(4)具体的な事例を前に、どのような解決策を提示するか、自身の考えを論理的に説明できる。の4点です。				言語
<b>授業の概要</b>  通常の講義形式で行ないます。また、定期試験とは別に計4回ほどの小テストを課します。進捗状況等をみて予告なく行ないますので十分な準備が望まれます。なお、可能な限り学生に質問をし、その場で考えてもらいます。				共通
<b>授業計画</b>  第1回:ガイダンス 行政不服審査の概要 第2回:行政不服審査1 (不服申立要件) 第3回:行政不服審査2 (審理手続 裁決・決定の効力) 第4回:行政事件訴訟の概要 (抗告訴訟の類型と当事者訴訟) 第5回:取消訴訟1 訴訟要件(処分性1) 第6回:取消訴訟2 訴訟要件(処分性2) 第7回:取消訴訟3 訴訟要件(原告適格1) 第8回:取消訴訟4 訴訟要件(原告適格2) 第9回:取消訴訟5 審理手続 「違法性」に関連する問題 第10回:取消訴訟6 判決の効力 第11回:義務付け訴訟・差止訴訟 第12回:国家賠償1(国賠法1条) 第13回:国家賠償2(国賠法2条) 第14回:損失補償 第15回:まとめ 定期試験  [履修上の注意事項] (1)六法を持参してください。 (2)憲法、民法、刑法等との関連部分について、授業でも簡潔に触れますが、後でそれぞれの基本書の該当箇所を読むなどして復習しておいてください。 (3)授業終了後、基本書を繰り返し読むなど復習を必ず行うよう心がけてください。 (4)小テストは採点し、評価に反映するので、真摯に臨んでください。 (5)シラバスをよく読み、ガイダンスを聞き逃すことのないようにしてください。				専門基礎 法律一般 政治行政
<b>テキスト</b>  芝池義一『行政救済法講義 第3版』(2006年、有斐閣) 黒川哲志ほか『確認行政法用語230』(2010年、成文堂)				経営法務 スポーツ福祉
<b>参考書・参考資料等</b>  櫻井敬子・橋本博之『行政法』[第4版](2013年、弘文堂) 櫻井敬子『行政救済法のエッセンス』(学陽書房、2013年) 下山憲治・田村達久編『判例ライン行政法』(2012年、成文堂)				演習
<b>学生に対する評価</b>  授業中に行う小テストを3割、期末試験を7割として評価します。				25年度以前 法律一般コース